

放課後児童クラブの魅力発信及び求人に関する広報委託業務
企画競争実施の公示

令和8年6月

公益財団法人岡山市ふれあい公社

1 業務概要

(1) 業務名

放課後児童クラブの魅力発信及び求人に関する広報委託業務

(2) 業務の目的

全国的に放課後児童クラブの利用者が増える中、岡山市では待機児童ゼロを目指して受け皿確保に力を入れている。公益財団法人岡山市ふれあい公社（以下「当財団」という。）は、岡山市内の放課後児童クラブの内 67 クラブの運営を担っているところであるが、安定的な運営を維持するため職員の確保が最優先課題となっている。

そこで、広くに放課後児童クラブの職を周知し、放課後児童クラブの仕事内容ややりがいを伝えることで、職への興味関心、理解度の向上を図るとともに、幅広い年齢層を対象に活躍できる人材を多数獲得することを目的とする。

(3) 業務の内容と実施方式

業務内容の詳細は「放課後児童クラブの魅力発信及び求人に関する広報委託業務仕様書」のとおり。

(4) 業務に対する契約

本業務に対する契約は、総価契約とする。

(5) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(6) 提案上限額

10,103,500 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

この提案上限額を超える提案は、当該提案内容にかかわらず受け付けない。

また、この金額は当財団の税抜予定価格ではない。

なお、予定価格は提案上限額内で定めるものとする。

(7) 支払条件

業務及び検査合格後、請求を受けた日の属する月の翌月末までに支払う。詳細は、契約書（案）の通り。

(8) 契約書

「2（4）仕様書等の交付」で示す当財団の契約書（案）を用いて取り交わし、契約書（案）に記載のない事項は、双方の協議により決定することとする。その他、専用の約款や覚書等の書式がある場合は、契約時に示すこと。

(9) 契約保証

契約保証については、契約保証金とする。契約保証の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。なお、契約保証金額については契約書（案）を参照すること。

2 企画競争の概要

(1) 特定方法

本業務に対する第一優先交渉権者の特定は、企画競争により行う。この方式は、本業務の受託を希望する業者を公募し、その提案者から提出される書類及びプレゼンテーションにより、当該提案者の適正及び能力等について審査し、最も優れた提案を行った者を本業務にかかる契約の第一優先交渉権者として特定するものである。

(2) 企画提案日程

以下の日程で行うこととする。なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

内容	日程
仕様書等の交付	公示日から令和8年6月26日（金）17時まで
仕様書等に関する質問受付期限	令和8年6月30日（火）17時まで（必着）
仕様書等に関する質問に対する回答	令和8年7月2日（木）16時頃
企画競争参加意思表明書および誓約書提出期限	令和8年7月3日（金）17時まで（必着）
参加資格確認結果通知期限	令和8年7月7日（火）
提出書類の期限	令和8年7月8日（水）17時まで（必着）
プレゼンテーション	令和8年7月13日（月）～7月15日（水） <予定>
プレゼンテーション（予備日）	令和8年7月16日（木）<予定>
第一優先交渉権者の特定	プレゼンテーションから概ね7日以内
審査結果の通知	第一優先交渉権者の特定後概ね7日以内に通知

(3) 参加資格

次に掲げる全ての要件を満たしていることを条件とする。

- ①岡山市ふれあい公社契約事務処理規則第3条の規定に該当しないものであること。
- ②契約日に、「岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）」に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿の「役務」部門の希望業種「デザイン」「その他広告」「ウェブコンテンツの作成」のすべてに登録があること。
- ③契約日に、岡山市の指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

- ⑤民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
 - ⑥国税、都道府県税及び市町村税に滞納がないこと。
 - ⑦岡山市暴力団排除基本条例（平成 24 年市条例第 3 号）に定める暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ※本プロポーザルの実施（提案書の作成及びプレゼンテーションの実施）に関しては、主として参加申込者が実施することを原則とするが、その際協力業者の参加を可能とする。

（４） 仕様書等の交付

①交付資料

- （ア）放課後児童クラブの魅力発信及び求人に関する広報委託業務企画競争実施の公示（本書）
- （イ）放課後児童クラブの魅力発信及び求人に関する広報委託業務仕様書
- （ウ）契約書（案）
- （エ）個人情報に関する覚書（案）
- （オ）資料 1 提案書評価表
- （カ）様式集

②交付方法

上記（イ）～（カ）については、電子メール、郵送での交付もしくは公益財団法人岡山市ふれあい公社子ども支援部子ども支援課にて直接交付とする。

なお、郵送及び公益財団法人岡山市ふれあい公社子ども支援部子ども支援課にて直接交付を希望する場合は、事前に電話連絡すること。

（５） 質問書の提出

質問は「質問書」の提出をもって行うものとする。

ただし、審査に支障をきたす質問、口頭による質問は受け付けない。

①提出書類 【様式 3】「質問書」

②提出期限

令和 8 年 6 月 3 0 日（火）17：00（必着）

③提出先

公益財団法人岡山市ふれあい公社 子ども支援部 子ども支援課
（7 提出先及び問い合わせ先参照）

④提出方法

電子メールもしくは FAX により提出すること。

また、電子メール、FAX を送信後、送信した旨を当財団担当に電話連絡すること。

なお、仕様書等の交付を受けていない者の質問は無効とする。

(6) 質問の回答

仕様書等の交付を受けた者に対して「質問書」に記載のメールアドレスに電子メールにて質問と回答を送信する。

その回答は、令和8年7月2日（木）16時頃とする。

なお、仕様書等の交付を受けていない者の質問は無効として、回答しない。

(7) 企画競争参加意思表明書および誓約書の提出

企画競争に参加を希望する者は「企画競争参加意思表明書および誓約書」を提出すること。

①提出書類

- 【様式1】「企画競争参加意思表明書および誓約書」 1部
(社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの)
- 関係資料 1部
- 添付資料（会社案内のパンフレット等） 原本1部

②提出期限

令和8年7月3日（金）17時まで（必着）

③提出先

公益財団法人岡山市ふれあい公社 子ども支援部 子ども支援課
(7 提出先及び問い合わせ先参照)

④提出方法

持参または郵便（書留）により提出すること。

※持参の場合は、土曜・日曜・祝日を除く8時30分から17時までとする。

※郵送の場合は、送達確認を電話で行うこと。

3 書類

(1) 書類の提出

本実施の公示、「放課後児童クラブの魅力発信及び求人に関する広報委託業務仕様書」、「契約書（案）」、「個人情報に関する覚書（案）」及び【資料1】「提案書評価表」を十分把握した上で、次の書類を提出すること。

- ①【様式2】見積書（正本：社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの）（副本：社名、代表者印のないもの）
- ②提案書
 - ア) 業務概要
 - イ) 基本的な考え方・取り組み姿勢
 - ウ) 業務実績等
 - エ) 体制・スケジュール
 - オ) 柔軟性

③プレゼンテーション用資料

3 (1) ②提案書のダイジェスト版。プレゼンテーションは当該資料に基づいて行う。

(2) 提出期限

令和8年7月8日(水) 17時まで(必着)

(3) 様式

①見積書 【様式2】のとおり

②提案書 【資料1】「提案書評価表」に従い提案すること。
書き方自由。A4版縦型式又は横型式とする。

③プレゼンテーション用資料

書き方自由。A4版縦型又は横型式とする。

(4) 提出場所

公益財団法人岡山市ふれあい公社 子ども支援部 子ども支援課
(7 提出先及び問い合わせ先参照)

(5) 提出方法

持参または郵送により提出すること。郵送の場合は封筒の表に「放課後児童クラブの魅力発信及び求人に関する広報委託業務に係る提出書類在中」と朱書きの上、一般書留郵便又は簡易書留郵便で提出すること。

(6) 提案書等記述上の留意事項

①書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

②本文で使用する文字のフォントは図面や表を除き原則10.5ポイント以上とする。

③専門用語や略語を使用する場合には、初出の箇所に一般用語を用いて定義を記述すること。また、必要に応じて注釈を付記すること。

④編冊

3 (1) ②提案書、③プレゼンテーション用資料について以下のとおり編冊するものとする。

(ア) それぞれに表紙、目次を付けて別々に編冊すること。

(イ) それぞれのページは表紙及び目次を除き連番とすること。

(ウ) 提案書は3 (1) ②ア)～オ)の項目ごとに適切にまとめ、50ページ以内とし、両面印刷で25枚までとする。

(エ) 提案書は、表紙に表題として「放課後児童クラブの魅力発信及び求人に関する広報委託業務に係る提案書」と記述すること。

(オ) プレゼンテーション用資料は、表紙に表題として「放課後児童クラブの魅力発信及び求人に関する広報委託業務に係る企画提案プレゼンテーション用資料」と記述し、3 (1)

②ア)～オ)の項目ごとにダイジェスト版を作成し、プレゼンテーション時間内に説明し終える内容量とすること。

⑤提出部数

(ア) 紙媒体 10部 (正本1部、副本9部)

(イ) 電子媒体 (会社名を記載したCD-R) 2部

(ウ) 編冊分については、正本(1部)については社名・提案書に関する担当部門名・責任者名を記述するとともに、社印及び代表者印を押印すること。また、副本(9部)の表紙は表題のみとすること。

(エ) 副本は、提案内容についても参加者の社名又は社名を類推できる名称及びロゴを使わないこと。

⑥その他

(ア) 提出書類の提案が法令に違反する記述その他明らかな不備がなく、適正であること。

(イ) 提出書類は、1提案者につき1件とする。

(ウ) 提出書類の提出期限後の訂正や再提出は認めない。

4 審査及び特定について

(1) 審査体制

①審査体制

「放課後児童クラブの魅力発信及び求人に関する広報委託業務に係る企画競争審査委員会」(以下、「委員会」という。)が審査する。

②審査方法

(ア) 委員会は、提出書類及びプレゼンテーションにより、提案者の適性及び能力等について審査を行う。

(イ) プレゼンテーションは、提案内容を評価するための参考として次のとおり実施する。

・日時

令和8年7月13日(月)から7月15日(水)まで(予定)

令和8年7月16日(木)(予備日)

プレゼンテーション日時、場所等の必要事項については、別途通知する。

・プレゼンテーション時間

各社のプレゼンテーション時間は30分程度とし、当財団から各社への質問及びその回答時間は30分程度(合計60分程度)とする。

(ウ) 注意事項は以下の通りとする。

・プレゼンテーションは「3書類(1)書類の提出」の企画提案書類の受付が遅い提案者から行う。

・プレゼンテーションには、オブザーバーとして職員採用担当者が参加し、質問等を行う場合がある。ただし、審査には加わらない。

・プレゼンテーションを行う者は5人以内とする。

プロジェクター及びスクリーンは当財団が用意する（パソコンは除く）ので、提案者の責任において使用することは可能であるが、不具合等が生じることも想定されるため、全て提案者側で用意することも可能とする。

- ・プレゼンテーションを行う者は WEB 会議ツールにて出席することも可とする。ただし、最低 1 名は必ずプレゼンテーション会場に直接出席していなければならない。
- ・WEB 会議ツールを使用する場合は、令和 8 年 7 月 9 日（木）までに申し出ること。また、WEB 会議ツール用のネットワークは、提案者側で用意すること。

(2) 審査の概要

①配点

提案点と価格点の合計は 500 点満点とする。内訳は、評価基準に基づき、提案書及びプレゼンテーション 400 点満点、見積価格 100 点満点とする。

②提案点審査項目

審査項目	審査基準	配点
提案書に関する項目	提案書に記述されている内容について、当財団が求める要件をどこまで達成できるか。	400

③評価基準

【資料 1】提案書評価表」参照。

④価格点の算定は以下により行う。

価格点 = 100 × 最低提案価格 / (提案価格 (*))

(*) 提案価格が税抜予定価格を超えた場合の価格点は 0 点とする。

(「1 (6) 提案上限額」に示したとおり、提案上限額は税抜予定価格ではないことに注意)

(3) 最も優れた提案者が 2 者以上あるとき (同点のとき)

次に掲げる方法により、第一優先交渉権者を特定する。

- ①提案者それぞれの「提案点」及び「価格点」が異なる場合は、「提案点」が高い者を第一優先交渉権者に特定する。
- ②提案者それぞれの「提案点」及び「価格点」が同じ場合は、「見積金額」が低い者を第一優先交渉権者に特定する。
- ③提案者それぞれの「提案点」及び「価格点」、「見積金額」が同じ場合は、くじ引きにより第一優先交渉権者を特定する。

(4) 失格

契約の締結までに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ①提出期限内に必要な書類を提出しない場合。
- ②提出書類が1提案者につき2件以上あった場合。
- ③郵送による提出において一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で提出した場合。
- ④「2(3)参加資格」を満たさなくなった場合
- ⑤提出書類に虚偽又は不備があった場合。
- ⑥契約の履行が困難と認められるに至った場合。
- ⑦提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど、審査の公平性を害する行為があった場合。
- ⑧提案者がプレゼンテーションに出席しない場合。
- ⑨提案書及びプレゼンテーションで1つでも0点と評価される項目がある場合
- ⑩その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合。

(5) 審査結果

当財団は、委員会がプレゼンテーションを受けてから概ね7日以内に第一優先交渉権者の特定を行い、概ね7日以内に特定された者に対して「選定通知書」によりその旨を、また選定されなかった者に対しては、その理由を付して「非選定通知書」により通知するものとする。

5 契約手続等

- ①第1順位の提案者は、企画競争を実施した結果、第一優先交渉権者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。
- ②委員会で選定された第一優先交渉権者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、随意契約の方法により速やかに当該第一優先交渉権者と契約締結するものとする。なお、仕様書と実際の内容とに著しい差異があるときには、契約金額の減額、損害賠償の請求又は契約解除の措置を行う場合がある。
- ③第一優先交渉権者と協議が整わない場合、又は第一優先交渉権者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

6 その他留意事項

- ①提出書類の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- ②提出書類は、事業受託者の選定以外には使用しない。
- ③特定しなかった提案書は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提案時にその旨を知らせること。
- ④提出書類に虚偽の記載を行った場合、当該提出書類を無効とするとともに、提案者に損害賠償等の請求を行うことがある。
- ⑤提出書類作成にあたり入手した当財団独自の情報及び個人情報については情報漏洩、不正使用等の事故が発生しないように厳重に管理すること。

⑥提出書類は、公益財団法人岡山市ふれあい公社情報公開規則の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、第一優先交渉権者の特定期間中は同規則第5条第1項第2号の規定により、開示の対象としない。

7 提出先及び問い合わせ先

公益財団法人岡山市ふれあい公社 子ども支援部 子ども支援課

〒702-8002 岡山市中区桑野715番地2

電話 (086) 274-5161

FAX (086) 274-5162

電子メール houkago-saiyou@mx.okayama-fureai.or.jp

受付・問い合わせ：平日 8：30～17：15